

世田谷区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区介護保険条例施行規則（平成12年3月世田谷区規則第43号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第1号様式」を「第1号様式の(1)(2)」に、「第1号の2様式」を「第1号の2様式の(1)(2)」に、「第1号の3様式」を「第1号の3様式の(1)(2)」に、「第1号の4様式」を「第1号の4様式の(1)(2)」に、「第1号の5様式」を「第1号の5様式の(1)(2)」に、「第1号の6様式」を「第1号の6様式の(1)(2)」に改める。

第1号様式を第1号様式の(1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

世田谷区長名



年度 納入通知書（介護保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書

年度分（ 年度調定分）の介護保険料額について次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。

被 保 険 者 番 号		被 保 険 者 氏 名	
生 年 月 日		性 別	
住 所			

決 定 年 月 日	
決 定 理 由	

年間保険料額		月	期別	保険料額		普通徴収の場合の納期限
				特別徴収	普通徴収	
		4月				
		5月				
		6月				
		7月				
		8月				
		9月				
		10月				
		11月				
		12月				
		1月				
		2月				
		3月				
		計				
合計額						

これから保険料納付方法等	
保 険 料 徴 収 方 法	
特 別 徴 収 義 務 者	
特 別 徴 収 対 象 年 金	

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。
なお、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度4・6・8月も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎

期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (②×①／12)	減免額 ④	減免後保険料額 ③－④

保険料段階の算出根拠

本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額

※介護保険法施行令附則第24条及び第25条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

金融機関			
口座種目		口座番号	
口座名義人			

普通徴収（納付書払い）の場合の納入場所

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）
この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は世田谷区長となります。）提起することができます。
ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
1 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号の2様式を第1号の2様式の(1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

年 月 日

世田谷区長名



年度 納入通知書（介護保険料額決定通知書）

年度分（ 年度調定分）の介護保険料額が次のとおり決定しましたので通知します。

被 保 険 者 番 号		被 保 険 者 氏 名	
生 年 月 日		性 別	
住 所			

決 定 年 月 日	
決 定 理 由	

年間保険料額		月	期別	保険料額		普通徴収の場合の納期限
				特別徴収	普通徴収	
		4 月				
		5 月				
		6 月				
		7 月				
		8 月				
		9 月				
		10月				
		11月				
		12月				
		1 月				
		2 月				
		3 月				
		計				
合計額						

これから保険料納付方法等	
保 険 料 徴 収 方 法	
特 別 徴 収 義 務 者	
特 別 徴 収 対 象 年 金	

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。
なお、2 月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度 4 ・ 6 ・ 8 月も 2 月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎

期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (②×①／12)	減免額 ④	減免後保険料額 ③－④

保険料段階の算出根拠

本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額

※介護保険法施行令附則第 2 4 条及び第 2 5 条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

金融機関			
口座種目		口座番号	
口座名義人			

普通徴収（納付書払い）の場合の納入場所

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、東京都介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）
この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は世田谷区長となります。）提起することができます。
ただし、次の 1 から 3 のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
1 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号の3様式を第1号の3様式の(1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

世田谷区長名



年度 納入通知書（介護保険料額変更通知書）兼特別徴収仮徴収額変更通知書

年度分（ 年度調定分）の介護保険料額を次のとおり変更しましたので通知します。

被 保 険 者 番 号		被 保 険 者 氏 名	
生 年 月 日		性 別	
住 所			

変 更 年 月 日	
変 更 理 由	

年間保険料額		月	期別	変更前の保険料額		変更後の保険料額		普通徴収の場合の 納期限
				特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
これまでの保険料納付等		4 月						
		5 月						
		6 月						
		7 月						
		8 月						
		9 月						
		10 月						
		11 月						
		12 月						
		1 月						
		2 月						
		3 月						
		計						
		合計額						
		差引増減額						
これから保険料納付等								

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。
なお、2 月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度 4・6・8 月も 2 月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎

	期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (②×①/12)	減免額 ④	減免後保険料額 ③－④
(変更前)							
(変更後)							

保険料段階の算出根拠

	本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額
(変更前)						
(変更後)						

※介護保険法施行令附則第 2 4 条及び第 2 5 条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

普通徴収（納付書払い）の場合の納入場所

金融機関名	
口座種目	口座番号
口座名義人	

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、東京都介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）
この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する判決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は世田谷区長となります。）提起することができます。
ただし、次の 1 から 3 のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
1 審査請求があった日から 3 か月を経過しても判決がないとき。
2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号の4様式を第1号の4様式の(1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

世田谷区長名



年度 納入通知書（介護保険料額変更通知書）兼特別徴収中止通知書

被保険者番号		被保険者氏名	
生 年 月 日		性 別	
住 所			

変 更 年 月 日	
変 更 理 由	

年間保険料額		月	期別	変更前の保険料額		変更後の保険料額		普通徴収の場合の 納期限
				特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
これまでの保険料納付等		4月						
		5月						
		6月						
		7月						
		8月						
		9月						
		10月						
		11月						
		12月						
		1月						
		2月						
		3月						
		計						
		合計額						
		差引増減額						
これから保険料納付等								

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。
なお、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度4・6・8月も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎

	期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (②×①/12)	減免額 ④	減免後保険料額 ③－④
(変更前)							
(変更後)							

保険料段階の算出根拠

	本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額
(変更前)						
(変更後)						

※介護保険法施行令附則第24条及び第25条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

普通徴収（納付書払い）の場合の納入場所

金融機関名			
口座種目		口座番号	
口座名義人			

不服の申立て及び取消訴訟
この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、東京都介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）
この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する判決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は世田谷区長となります。）提起することができます。
ただし、次の1から3のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
1 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号の5様式を第1号の5様式の(1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

世田谷区長名



年度 納入通知書（介護保険料額変更通知書）兼特別徴収変更通知書

年度分（ 年度調定分）の介護保険料額について次のとおり変更しましたので通知します。

被 保 険 者 番 号		被 保 険 者 氏 名	
生 年 月 日		性 別	
住 所			

変 更 年 月 日	
変 更 理 由	

年間保険料額		月	期別	変更前の保険料額		変更後の保険料額		普通徴収の場合の 納期限
				特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
これまでの保険料納付等		4 月						
		5 月						
		6 月						
		7 月						
		8 月						
		9 月						
		10 月						
		11 月						
		12 月						
		1 月						
		2 月						
		3 月						
		計						
		合計額						
		差引増減額						
これから保険料納付等								

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。
なお、2 月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度 4・6・8 月も 2 月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎

	期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (②×①／12)	減免額 ④	減免後保険料額 ③－④
(変更前)							
(変更後)							

保険料段階の算出根拠

	本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額
(変更前)						
(変更後)						

※介護保険法施行令附則第 2 4 条及び第 2 5 条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。
普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

普通徴収（納付書払い）の場合の納入場所

金融機関名			
口座種目		口座番号	
口座名義人			

不服の申立て及び取消訴訟
この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、東京都介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）
この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する判決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は世田谷区長となります。）提起することができます。
ただし、次の 1 から 3 のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
1 審査請求があった日から 3 か月を経過しても判決がないとき。
2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第1号の6様式を第1号の6様式の(1)とし、同様式の次に次の1様式を加える。

世田谷区長名



年度 納入通知書（介護保険料額変更通知書）

年度分（ 年度調定分）の介護保険料額を次のとおり変更しましたので通知します。

被 保 険 者 番 号		被 保 険 者 氏 名	
生 年 月 日		性 別	
住 所			

変 更 年 月 日	
変 更 理 由	

年間保険料額		月	期別	変更前の保険料額		変更後の保険料額		普通徴収の場合の 納期限
				特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	
これまでの保険料納付等		4 月						
		5 月						
		6 月						
		7 月						
		8 月						
		9 月						
		10月						
		11月						
		12月						
		1 月						
		2 月						
		3 月						
これから保険料納付等		計						
		合計額						
		差引増減額						
保 険 料 徴 収 方 法								
特 別 徴 収 義 務 者								
特別徴収対象年金								

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。
なお、2 月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年度 4・6・8 月も 2 月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎

	期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ (②×①／12)	減免額 ④	減免後保険料額 ③－④
(変更前)							
(変更後)							

保険料段階の算出根拠

	本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入金額	合計所得金額
(変更前)						
(変更後)						

※介護保険法施行令附則第 2 4 条及び第 2 5 条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

普通徴収（納付書払い）の場合の納入場所

金融機関名	
口座種目	口座番号
口座名義人	

不服の申立て及び取消訴訟

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に、東京都介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。（なお、通知を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）
この処分の取消しを求める訴えは、前述の審査請求に対する判決の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は世田谷区長となります。）提起することができます。
ただし、次の 1 から 3 のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
1 審査請求があった日から 3 か月を経過しても判決がないとき。
2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3 その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 3 日から施行する。